

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

承天寺通り地区 都市景観形成地区



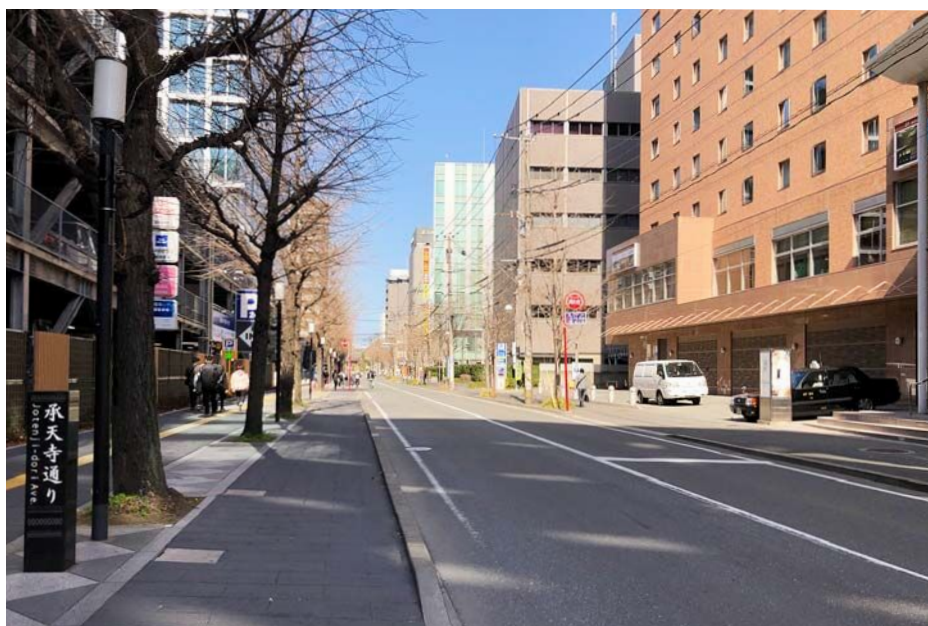
はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「承天寺通り地区」は、九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を図ることを目的として、令和2年3月に都市景観形成地区の指定をしています。



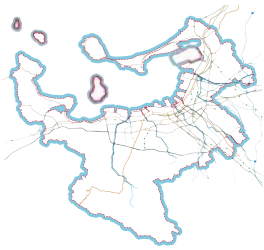
(承天寺通り)

目次

1	区域	1
2	届出対象行為	2
3	景観形成方針	3
4	行為の制限	3
5	景観形成基準の解説	8
6	承天寺通りの将来像	16

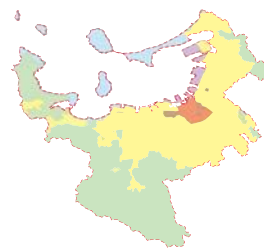
＊ 福岡市における景観形成誘導の考え方 ＊

市全域の景観形成方針



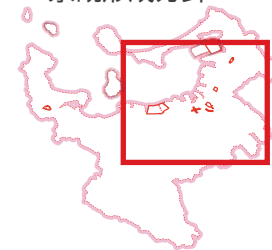
魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。

ゾーンごとの景観形成方針



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。

都市景観形成地区における景観形成方針



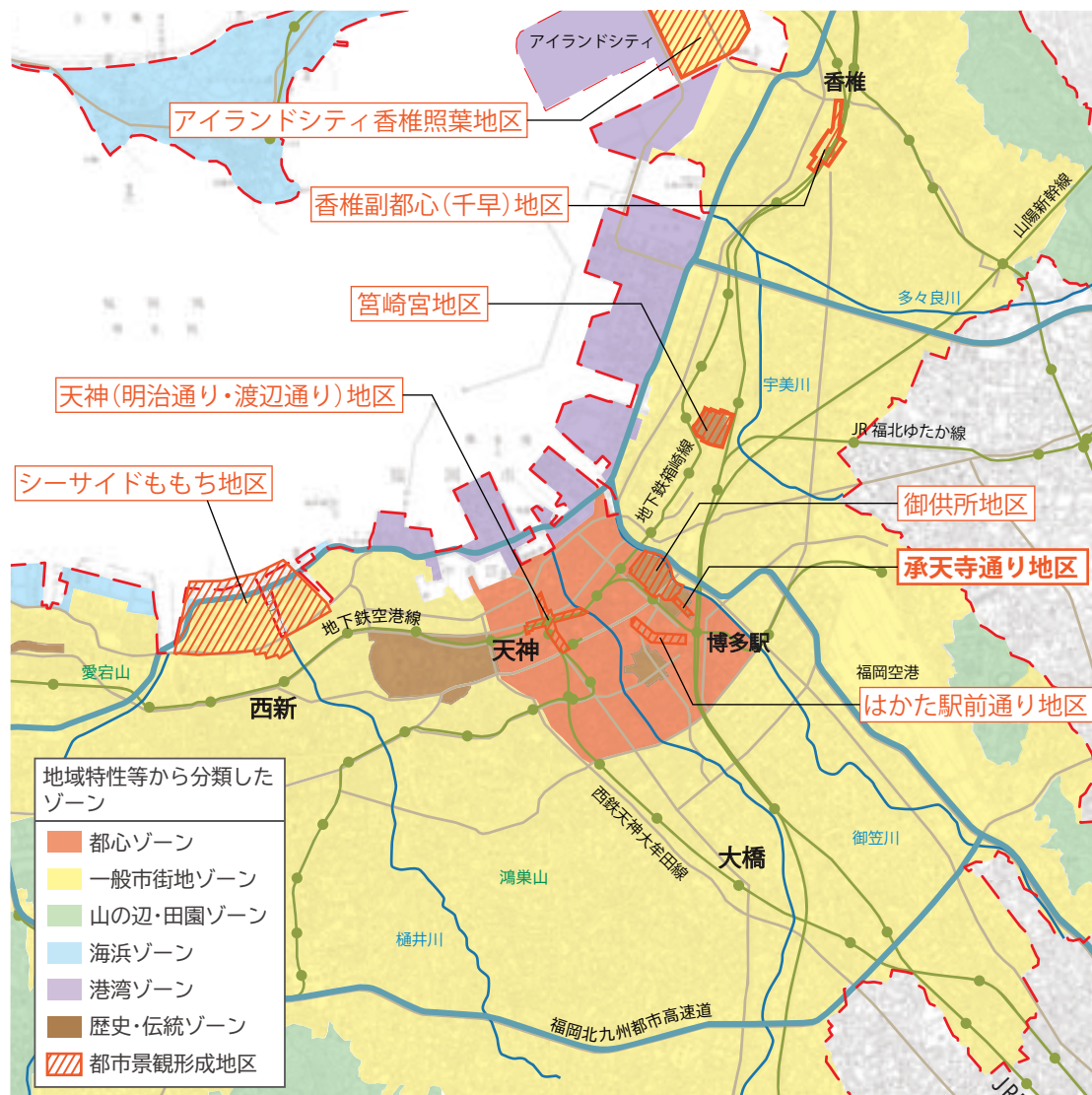
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

① 市全域における景観形成の誘導

② 都市景観形成地区における景観形成の誘導

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。
 なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

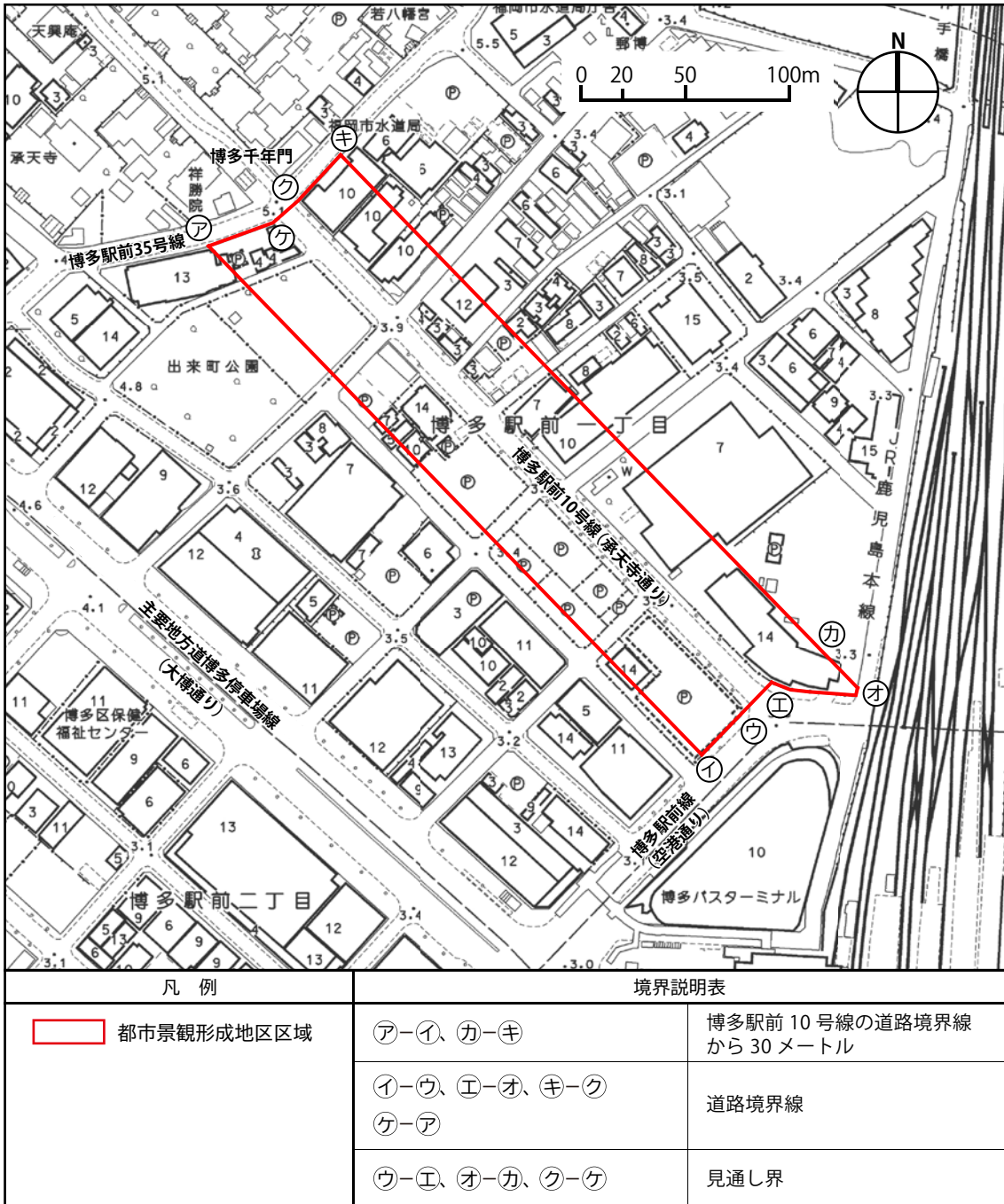
＊ 地域特性等から分類したゾーン区分 ＊



※承天寺通り地区は、歴史・伝統ゾーンに分類されています。歴史・伝統ゾーンについては、P.6を参照して下さい。

1 区域

承天寺通り地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



※敷地の一部が区域に含まれる場合は、敷地全体に都市景観形成地区の基準が適用されます。

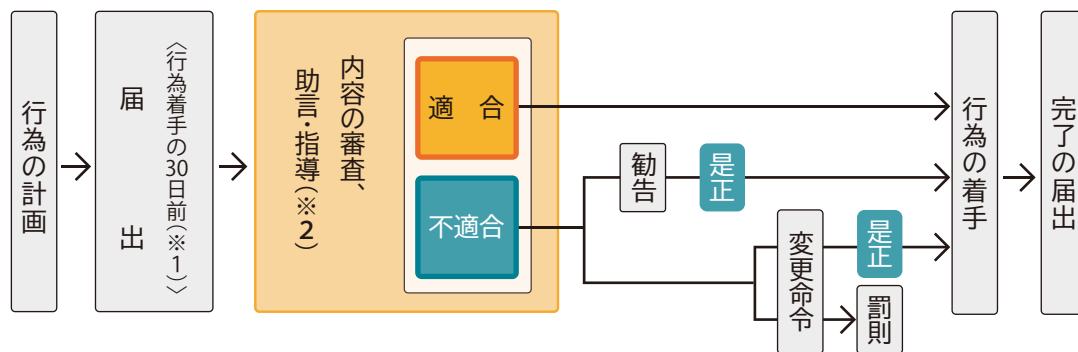
2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

- ※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。
- ※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第 17 条による特定届出対象とします。
- ※ 工作物は次に掲げるものとします。
 - (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
 - (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
 - (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (4) 記念塔その他これらに類するもの
 - (5) 電波塔その他これらに類するもの
 - (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
 - (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
 - (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
 - (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
 - (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
 - (12) ごみ置場その他これに類するもの
 - (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

3 景観形成方針



九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を目的として、当地区の景観形成方針を次の通り定める。

- 寺社へと続く通りにふさわしい、歴史と風格を感じられる通りの形成を図る。
- 落ち着いた心地よいまちで、滞在したくなる、賑わいの中にも品格がある通りの形成を図る。
- ゆとりがあり歩きやすく、夜間でも人の目が行き届いた安全安心な通りの形成を図る。

4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

①建築物等

		行為の制限
建築物	用途	1. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
	壁面の位置の制限	1. ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りの敷地境界線から、建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.5m後退させる。ただし、200㎡以下の敷地についてはこの限りではない。
	形態・意匠	1. 形態・意匠は、歴史・風格を感じられる落ち着いたものとする。 2. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は、建物出入口・窓の設置やガラス素材の使用などにより、可能な限り通りに対して開放的なデザインとする。 3. 分節化やバルコニー形状の工夫、壁面後退等により寺社等に配慮した圧迫感のないまちなみ形成に配慮する。 4. 低層部は、歴史・風格を感じられる格子や庇などの意匠を取り入れる。

建築物	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 落ち着いた色彩を基調とし、寺社等との調和及び風格あるまちなみ形成に配慮する。 2. 高層部は、低層部よりも高い明度とし、空に馴染む圧迫感のない色彩を基調とする。
	外壁の材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低層部は、石張り等の自然素材や自然素材を模した仕上げを採用するなど、歴史・風格を感じられるよう材質や仕上げに配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等により自転車やバイクが直接見えにくいよう配慮する。
	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景に努める。
付属設備	設備機器等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等による修景や目立たない色彩とするなど設備機器等が直接見えにくいよう配慮する。
	屋外照明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 寺社等との調和に配慮する。 2. 建物出入口、外壁面、外構など、屋外照明の設置に努める。 3. 機器の配置やデザイン、点灯方法等に配慮した照明計画とし、夜間景観を演出する。 4. ネオン管が露出する照明は設置してはならない。 5. 落ち着いたきのある暖色系の照明の使用に努める。
	その他の付属設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

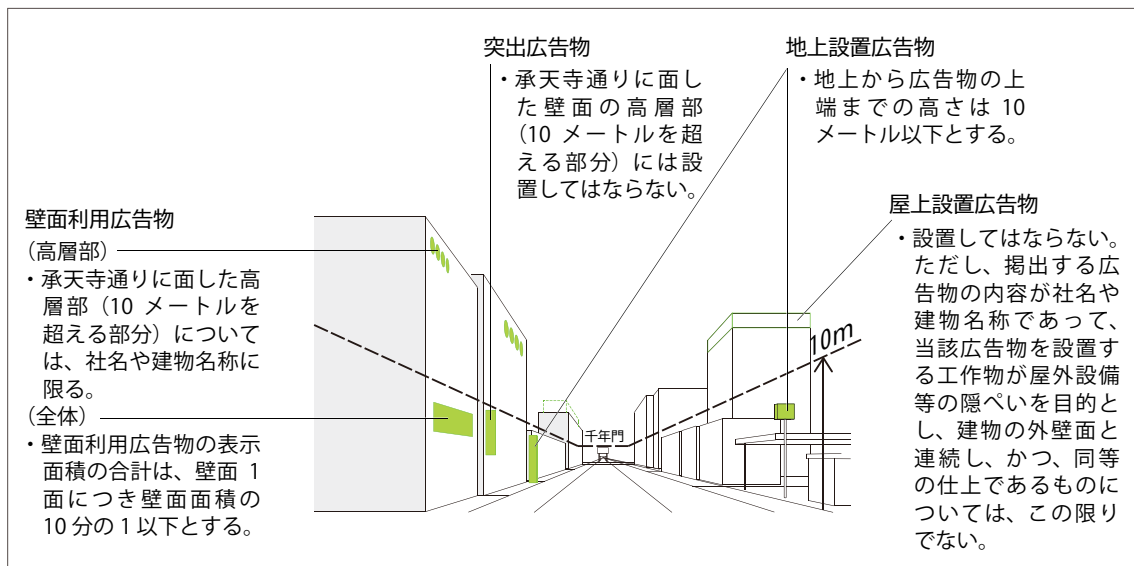
②屋外空間

行為の制限	
外構の調和	<ol style="list-style-type: none"> 1. まちなみの連続性の確保と修景に努める。 2. 歴史・風格を感じられるまちなみに調和した材質や仕上げ、色彩等とする。
緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りに面する部分は、セットバック空間を活用し花木を植えるなど、季節感の演出に努める。
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩行者の安全確保のため、車両出入口は承天寺通り沿いに設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りでない。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りから見える場所に自動販売機を設置する場合は、落ち着いた色彩とする。 2. 暖簾やバナーなど、季節やイベントに応じて賑わいや親しみを感じる演出に努める。

③屋外広告物

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。
壁面利用広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部(10メートルを超える部分)については、社名や建物名称に限る。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りに面した壁面の高層部(10メートルを超える部分)には設置してはならない。

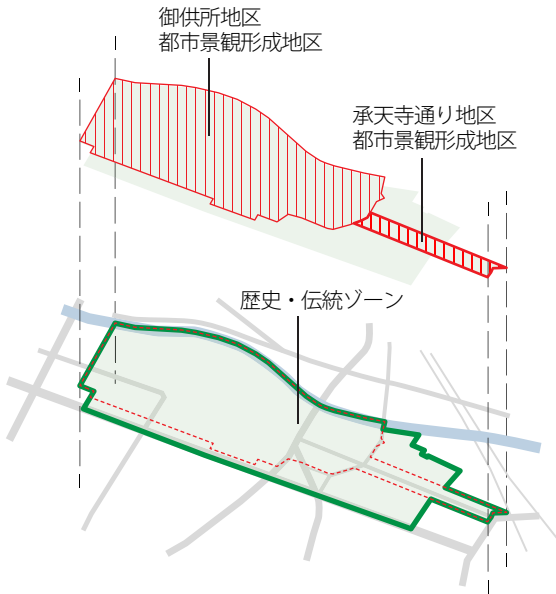
■ 広告物掲出基準概要図



歴史・伝統ゾーンにおける行為の制限等

当地区は「福岡市景観計画」における歴史・伝統ゾーンに位置しており、建築物及び工作物の行為の制限が定められています。

■ ゾーンと都市景観形成地区の構成図



■ 一定規模の規制・誘導

表1 歴史・伝統ゾーンにおける行為の制限

対象	行為の制限
規模・配置	1. 歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 歴史資源や周辺のまちなみと調和するものとする。
外構	1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和するものとする。
夜間景観	1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

■ 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとします。

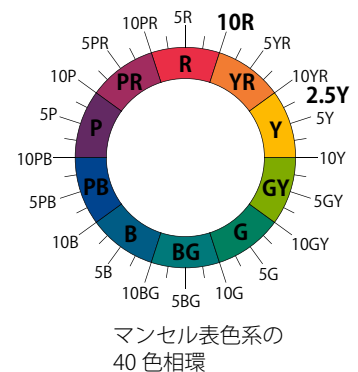
- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、表2に掲げる色彩基準（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表2 歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準

区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10Rから2.5Yまで	2以上8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
	無彩色	2以上8.5以下	—	
建築物	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
		無彩色	8.5以下	—
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3以下
		無彩色	—	—



備考 この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。

建築物その他の工作物に使用できる色彩範囲

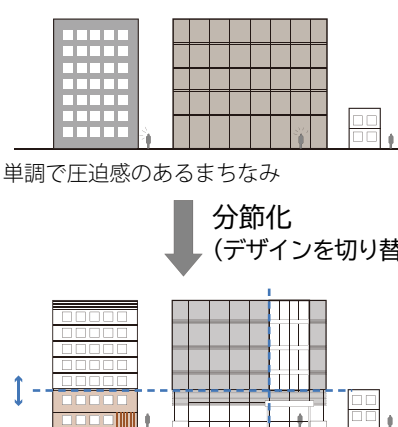
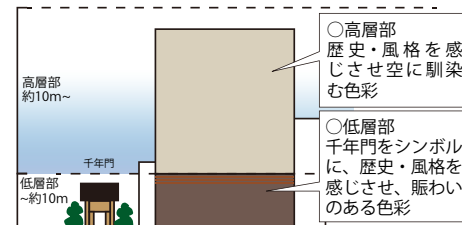



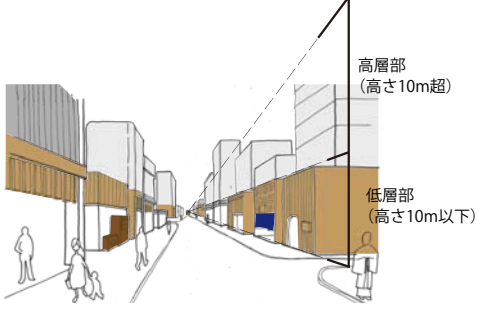
凡例	
	建築物の高層部
	建築物の低層部
	工作物

5 景観形成基準の解説

①建築物等

対象	行為の制限	解説・イメージ
用途	1. 承天寺通りに面した建物の1階及び2階は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。	○低層部に、店舗やカフェなどが入ることにより、人が滞留し賑わいを創出することができます。ただし、土地利用上やむを得ない場合*はこの限りではないものとします。  サービス施設のイメージ *業務上不特定多数の出入りを制限する必要があるなど、安全面等で支障がある場合など。
建築物 壁面の位置 の制限	1. ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りの敷地境界線から、建物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1.5m後退させる。ただし、200㎡以下の敷地についてはこの限りではない。	○建物外壁を後退することにより、千年門への眺望が開けるとともに、賑わいやうるおいの創出、安全な滞留空間を生み出します。  セットバックすることにより、眺望が開けた街並みのイメージ
形態・意匠	1. 形態・意匠は、歴史・風格を感じられる落ち着きのあるものとする。 2. 承天寺通りに面した1階及び2階部分は、建物出入口・窓の設置やガラス素材の使用などにより、可能な限り通りに対して開放的なデザインとする。	○建物の明かりや中の様子が見えることにより、通りを歩く人に安心感を与えることができます。ただし、土地利用上やむを得ない場合*はこの限りではないものとします。  中の明かりが見える建物のイメージ *業務上不特定多数の出入りを制限する必要があるなど、安全面等で支障がある場合など。

	<p>形態・意匠</p>	<p>3. 分節化やバルコニー形状の工夫、壁面後退等により寺社等に配慮した圧迫感のないまちなみ形成に配慮する。</p> <p>4. 低層部は、歴史・風格を感じられる格子や庇などの意匠を取り入れる。</p>	<p>○建物のデザインを分節することにより、人間の目の高さから見て圧迫感のない落ち着いたあるまちなみを演出することができます。</p>  <p>単調で圧迫感のあるまちなみ</p> <p>↓ 分節化 (デザインを切り替える)</p> <p>圧迫感のない落ち着いたあるまちなみ</p>												
<p>建築物</p>	<p>色彩</p>	<p>1. 落ち着いた色彩を基調とし、寺社等との調和及び風格あるまちなみ形成に配慮する。</p> <p>2. 高層部は、低層部よりも高い明度とし、空に馴染む圧迫感のない色彩を基調とする。</p>	<p>○低層部は、統一感・連続性を印象づけるため、伝統的意匠や素材に近い落ち着いた色彩をベースとしましょう。</p>  <p>○高層部 歴史・風格を感じさせ空に馴染む色彩</p> <p>○低層部 千年門をシンボルに、歴史・風格を感じさせ、賑わいのある色彩</p> <p>・寺社と調和する色彩の選定例</p>  <p>5YR (黄赤系の色相)</p> <p>明度 9 8 7 6 5 4 3 2</p> <p>彩度 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14</p> <p>〈参考〉 歴史・伝統ゾーンの調和色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基調色</td> <td>10R から 2.5Y まで</td> <td>3 以上</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>補助色</td> <td>無彩色</td> <td>6.5 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>福岡市色彩ガイドラインより</p>		色相	明度	彩度	基調色	10R から 2.5Y まで	3 以上	2 以下	補助色	無彩色	6.5 以下	—
	色相	明度	彩度												
基調色	10R から 2.5Y まで	3 以上	2 以下												
補助色	無彩色	6.5 以下	—												

建築物	外壁の材料	<p>1. 低層部は、石張り等の自然素材や自然素材を模した仕上げを採用するなど、歴史・風格を感じられるよう材質や仕上げに配慮する。</p>	<p>○低層部には格子等を使用することにより、歴史・風格のあるまちなみを創出します。</p>  <p>※千年門の高さが8mであることから、低層部を高さ10mまでとし、高層部を10m超とします。</p>  <p>格子を使用した低層部のイメージ</p>
付属施設	駐輪場・バイク置場	<p>1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。</p> <p>2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等により自転車やバイクが直接見えにくいよう配慮する。</p>	<p>○駐輪場・バイク置場などが通り沿いがあると、雑多な印象となり落ち着いた雰囲気が損なわれるため、格子や緑化等による目隠しを行いましょ</p>
	ごみ置場	<p>1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。</p> <p>2. 格子や緑化等による修景に努める。</p>	<p>○ごみ袋が通り沿いにあると、心地よい雰囲気が損なわれるため、格子や緑化等による目隠しを行いましょ</p>

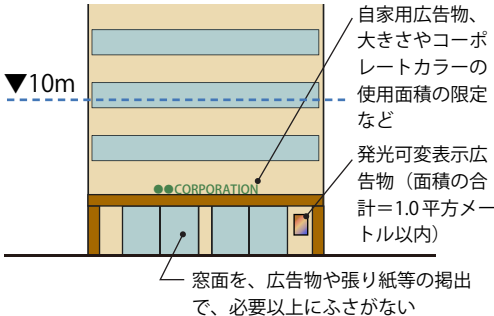
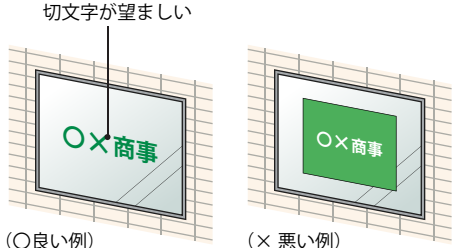
	<p>設備機器等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りから直接見えにくい位置に設置する。 2. 承天寺通りから見える位置に設置する場合は、格子や緑化等による修景や目立たない色彩とするなど設備機器等が直接見えにくいよう配慮する。 	<p>○設備機器などが通り沿いにあると、機器類の冷たい印象を受け、歴史を感じる風格が失われるため、格子や緑化等による目隠しを行いましょう。</p>  <p>格子の目隠しを設けたイメージ</p>
<p>付属設備</p>	<p>屋外照明</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 寺社等との調和に配慮する。 2. 建物出入口，外壁面，外構など，屋外照明の設置に努める。 3. 機器の配置やデザイン，点灯方法等に配慮した照明計画とし，夜間景観を演出する。 4. ネオン管が露出する照明は設置してはならない。 5. 落ち着いた暖色系の照明の使用に努める。 	<p>○輝度の高いものや光源が露出した照明の使用は控え、落ち着いた照明計画としましょう。</p> <p>○博多灯明ウォッチングなどのイベントに配慮した、灯明の灯りに近い色温度にすることで、承天寺通りの演出を行います。</p> <p>○提灯や行燈などの伝統的な灯りや間接照明により、歴史的景観の趣を高めることができます。</p>  <p>伝統的な街並みに馴染むの照明イメージ</p>  <p>足元を照らす間接照明のイメージ</p>
	<p>その他の 附属設備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 反射板を使用した回転灯は設置してはならない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。 	<p>○反射板を使用した回転灯は、過度な発光によって周辺への光害となります。また、落ち着いた雰囲気損なう要因ともなるため、駐車場出入口以外での設置を禁止します。</p>

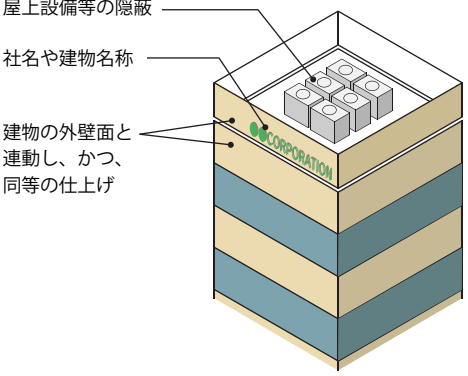

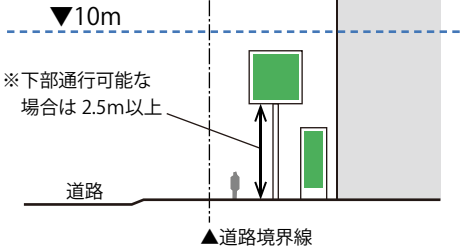
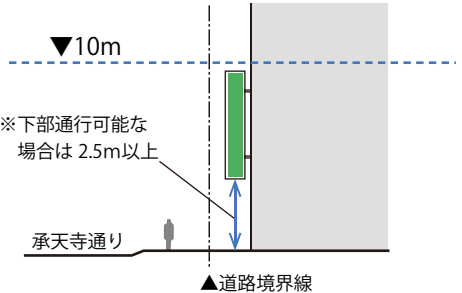
②屋外空間

対象	行為の制限	解説・イメージ
外構の調和	<ol style="list-style-type: none"> 1. まちなみの連続性の確保と修景に努める。 2. 歴史・風格を感じられるまちなみに調和した材質や仕上げ，色彩等とする。 	<p>○外壁後退部分を有効活用し、植栽やベンチ等を設置することで人が自然と滞留し、賑わいを誘導することができます。</p>  <p>セットバック空間の活用したカフェのイメージ</p> <p>○統一感あるまちなみを創出するため、舗装（セットバック空間，駐車場及びその出入口等）は、材質や仕上げ、色彩に配慮しましょう。また、可能な限り、木材や石材などの自然素材を使用しましょう。塀・柵等、駐車場・駐車施設等は寺社等に調和した色彩や意匠とし、駐車場や出入口はまちなみの連続性を確保するよう、舗装の工夫、柵・植栽による修景等を行いましょ。</p>
緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りに面する部分は、セットバック空間を活用し花木を植えるなど，季節感の演出に努める。 	<p>○歩行空間の随所に植物があることで、心地良さを感じることができます。</p>  <p>セットバック空間の緑化イメージ</p>

<p>駐車場</p>	<p>1. 歩行者の安全確保のため、車両出入口は承天寺通り沿いに設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合はこの限りでない。</p>	<p>○駐車場の出入口の設置位置を側道側に設けたり、駐車場を集約したりすることなどにより可能な限り歩行者の安全へ配慮しましょう。</p> 
<p>その他</p>	<p>1. 承天寺通りから見える場所に自動販売機を設置する場合は、落ち着いた色彩とする。</p> <p>2. 暖簾やバナーなど、季節やイベントに応じて賑わいや親しみを感じる演出に努める。</p>	<p>○自販機や駐車場の料金器などは、まちなみに調和する色彩としましょう。</p>  <p>自販機の色を調和色にしたイメージ</p> <p>○歴史ある通りに調和し、賑わいや親しみを感じる演出を行います。</p>  <p>賑わいや親しみを感じる演出のイメージ</p>

③屋外広告物

対象	行為の制限	解説・イメージ
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いたある意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 	<p>○切文字を採用し、キャラクター等は避けましょう。複数テナントで統一化を図り、集約して表示するなどの工夫を行いましょう。</p> <p>○看板を照らす照明や発光可変表示式広告物の輝度は、周辺環境に配慮したものとしましょう。</p> <p>○低層部の壁面全体に文字を配置したり、大きすぎる文字は避けましょう。店舗名等以外の広告物は、壁面への設置を避けるか、大きさやデザインに配慮したものとしましょう。</p> <p>○低層部の窓面は、広告物や張り紙等で、必要以上にふさがないようにしましょう。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>○広告物は、地色の色彩を壁面と同系色としたり、高彩度の利用を抑え、落ち着いたものとしましょう。また、コーポレートカラーや企業ロゴ等については、風格・歴史伝統と調和した広告物とするため、意匠・材料・色彩・背景等の工夫や、表示位置、使用する面積を限定する等の工夫を行いましょう。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(○良い例) (×悪い例)</p> </div> <p style="text-align: center;">窓面広告物について</p>

<p>屋上設置広告物</p>	<p>1. 設置してはならない。 ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</p>	<p>○屋上設置広告物の掲出が可能な例。</p> 
<p>壁面利用広告物</p>	<p>1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部（10メートルを超える部分）については、社名や建物名称に限る。</p>	<p>○壁面利用広告物の表示面積の合計を壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とした場合。</p> 
<p>地上設置広告物</p>	<p>1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。</p>	<p>○地上設置広告物を掲出する場合の設置可能な高さ範囲。</p> 
<p>突出広告物</p>	<p>1. 承天寺通りに面した壁面の高層部（10メートルを超える部分）には設置してはならない。</p>	<p>○突出広告物を掲出する場合の設置可能な高さ範囲。</p> 

6 承天寺通りの将来像

承天寺通りでは、「承天寺通りまちなみづくり検討会」が設立され、沿道の土地・建物所有者がまちなみ景観について考え話し合い、通りの将来像として挙げられた3つのキーワードを元にまちなみルールをつくりました。このまちなみルールを基礎として、都市景観形成地区の基準はつくられています。

承天寺通り地区



■ 3つのキーワード

歴史・風格を感じる通り



歴史ある寺社へと続く通りにふさわしい、風格を感じる通り

賑わいの中にも品格がある通り



落ち着いた心地よいまちで、滞在したくなる、品格のある賑わいを感じる通り

安全安心な通り



ゆとりがあり歩きやすく、夜間でも人の目が行き届いた安心感のある明るい通り

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL:092-711-4589 FAX:092-733-5590

E-mail:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp